

基安発第0403001号
平成18年4月3日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長
(公 印 省 略)

職場における喫煙対策について

職場における喫煙対策については、平成15年5月9日付基発第0509001号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」により受動喫煙防止対策のために喫煙室の設置など事業場が講ずべき原則的な措置を示しており、平成17年6月1日付基安発第0601001号「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進についてにおいては、喫煙室の設置等喫煙場所の確保が困難な場合等には、受動喫煙を確実に防止する観点から全館禁煙を勧奨するなど喫煙対策の周知徹底に努めているところである。

これら喫煙対策の一環として平成16年度に実施した「喫煙対策ガイドラインの普及度調査」では、82.8%の事業場が何らかの喫煙対策を行っているものの、喫煙対策に取り組んでいない事業場では「喫煙場所を設けるスペースがない」又は「取り組むための資金がない」など喫煙対策を講じる上での問題点等が明らかとなっていたところである。今般、中央労働災害防止協会に委託して行った「効果的な空間分煙対策推進検討委員会」において、狭いスペースで安価な喫煙室等を設ける工夫・改善方法について別添の報告書を取りまとめたので、職場における喫煙対策の充実について一層の推進が図られるよう、関係事業場の指導に活用されたい。

なお、同報告書は厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html>) に掲載し、関係事業場等の利用に供することを予定しているので併せて活用されたい。

基安発第0403002号
平成18年4月3日

関係団体等の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

職場における喫煙対策について

職場における喫煙対策については、平成15年5月9日付基発第0509001号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」により受動喫煙防止対策のために喫煙室の設置など事業場が講ずべき原則的な措置を示しており、平成17年6月1日付基安発第0601001号「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進についてにおいては、喫煙室の設置等喫煙場所の確保が困難な場合等には、受動喫煙を確実に防止する観点から全館禁煙を勧奨するなど喫煙対策の周知徹底に努めているところです。

これら喫煙対策の一環として平成16年度に実施した「喫煙対策ガイドラインの普及度調査」では、82.8%の事業場が何らかの喫煙対策を行っているものの、喫煙対策に取り組んでいない事業場では「喫煙場所を設けるスペースがない」又は「取り組むための資金がない」など喫煙対策を講じる上での問題点等が明らかとなりました。今般、中央労働災害防止協会に委託して行った「効果的な空間分煙対策推進検討委員会」において、狭いスペースで安価な喫煙室等を設ける工夫・改善方法について別添の報告書がまとまりましたので、職場における喫煙対策の充実について一層の推進が図られるよう、貴傘下会員等に対し周知方よろしくお願ひします。

なお、同報告書は厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/main.html>) に掲載し、関係事業場等の利用に供することを予定しておりますので併せてご活用下さい。